

# 令和6年度「秋田県業界研究会」開催要領

## 1 目的

大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）の学生等に対して、業界の内容・職種・インターンシップ等を研究する機会を設けることにより、学生等の職業観の育成と県内就職を促進する。

## 2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

## 3 開催日時、会場及び参加企業数

開催日時 令和6年12月26日（木）

13:00～16:00（12時30分受付開始）

ANAクラウンプラザホテル秋田

会場 秋田市中通2-6-1

参加企業数 100社程度

## 4 実施内容

- ・参加企業は、企業や業界の魅力、特色、職種、インターンシップ等に関する情報を提供（採用情報を除く）するほか、学生等と質疑応答を行う。
- ・公的機関等による個別相談、情報提供等

## 5 参加条件

### (1) 参加費用

学生等、企業ともに、参加費は無料とする（会場までの交通費・宿泊費は各自負担）。

### (2) 学生等

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生（学年は問わない）、既卒者及び保護者。

### (3) 企業

次の全てを満たすこと。

- ① 勤務地を秋田県内とする採用に積極的であること。
- ② インターンシップの実施予定であって、インターンシップに当日申込みが可能又は当日に内容の説明が可能であること。
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、職業安定法に基づくハロー

ワークの求人不受理対象事業所に該当していないこと。

- ④ 秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃんけ)」（以下「こっちゃんけ」という。）に企業情報、インターンシップ情報を掲載していること。

なお、「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」に登録している企業については、優先的に参加受付を行う。

## 6 参加申込等

### (1) 学生等の場合

- ・事前申込は不要とする。
- ・事前に「こっちゃんけ」上の「秋田県業界研究会」案内ページ内から参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、当日会場受付に提出する。  
(企業への提出は任意)

### (2) 企業の場合

- ・申込期限までに、「こっちゃんけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、企業情報やインターンシップ情報を掲載するとともに、ダッシュボードから必要事項を入力し、参加申込みを行う。
- ・「こっちゃんけ」への会員登録が未了の場合は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請を行い、IDの発行を受けた後に参加申込みを行う。
- ・「こっちゃんけ」の不具合による場合を除き、電子メールやFAX、電話等、「こっちゃんけ」以外からの参加申込みは受け付けない。

### (3) 企業の申込み期限

- ・令和6年11月8日(金)17時までとする。
- ・申込み多数の場合は、期限前に申込みを締め切る場合がある。
- ・申込み少数の場合は、申込み期限を延長することがある。

### (4) 参加企業の決定について

- ・移住・定住促進課は、参加企業を決定した後、令和6年11月22日(金)までに、「こっちゃんけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨告知するとともに、案内ページに参加企業を掲示することにより参加決定通知書の送付に代えるものとする。
- ・「参加企業」の掲示がない企業の参加は、原則として認めない。
- ・参加申込み企業は、令和6年11月25日(月)以降、「参加企業」の掲示がない場合は、移住・定住促進課に必ず問合せすること。

### (5) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁本庁舎5階

電子メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電 話 018-860-1248

「こっちゃけ」の「秋田県業界研究会」案内ページURL

<<https://kocchake.com/pages/meeting/p25162>>

## 7 その他

### (1) 参加企業に関する各種企業情報のウェブサイト等への掲載概要等

- ・参加企業は、参加申込を行った時点で各種企業情報を県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」や「こっちゃけ」への掲載、「秋田県業界研究会」配布資料等の作成及び公表を承諾したものとする。
- ・参加企業は、「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況と齟齬がないようにするものとする。

### (2) 採用選考に関する遵守等

参加企業は、当該業界研究会の目的を十分に理解し、次の事項を遵守すること。

① 当該業界研究会は、採用選考の場ではないため、面談や説明が採用選考とならないよう注意すること。

② 大学等を卒業後3年間経過した既卒者への企業説明等については、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ対応すること。

### (3) 企業の参加辞退

- ・参加辞退は、参加学生や参加企業に混乱を招くおそれ大きいことから、参加決定後の辞退は厳に慎むこと。
- ・やむを得ず辞退する場合は、直ちに6（5）にある連絡先あてに電子メール及び電話により必ず連絡すること。

### (4) その他

この要領に定めのない事項については、主催者において適宜判断し決定する。